令和８年 10月１日発行（毎月１回発行）

ながさき

トラック広報

2026
10
NO.593

トピックス

◎ 過積載防止運動強化月間
◎ 魅力ある職場づくり推進補助金
◎ 運輸安全マネジメントセミナー
◎ 全ト協表彰規程による表彰
◎ 長崎県産業安全衛生大会

（公社）長崎県 トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508
URL http://www.nata.or.jp



目次

2026 10

1．長崎県過積載防止運動強化月間について…… 1
2．行政だより
○ 約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について…… 6
○ 電話受付時間見直しに関するお知らせ（九州運輸局）…… 9
○ 長崎県魅力ある職場づくり推進補助金のご案内（申請期間延長）……12
3．事故対だより
○「運輸安全マネジメントセミナー」のご案内 ……14
4．全ト協だより
○「全ト協表彰規程による表彰」の推薦について……15
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について……18
○ 軽油価格の調査結果（７月分）……19
5．国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について……20
6．協会だより
○ 在長崎オランダ名誉領事に松藤章喜理事が就任……22
○ 第２回総務委員会の開催状況について……23
○ 第３回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について……24
○ 高齢運転者安全運転研修の開催状況について ……25
○「引越基本講習・引越管理者講習」の開催状況について……26
○ 交通安全キャンペーンへの参加について……27
○ 令和８年度助成事業について ……28
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について ……30
7．ドライバー体験記　～アウト・オブ・コントロール～……33
8．令和８年度長崎県産業安全衛生大会……34
9．陸災防だより
○ 技能講習のお知らせ ……36
○ 陸運と安全衛生……37
10. 交通共済コーナー
○ 交通共済加入のおすすめ……46
11. 諫早Ｔ・Ｓのご案内……48

表紙写真：長崎くんち　長崎市（諏訪神社、中央公園、お旅所、八坂神社）
長崎の氏神・鎮西大社 諏訪神社の秋季大祭で、毎年10月７日から３日間開催されます。
1634（寛永11）年、二人の遊女が諏訪神社神前に謡曲「小舞（こめえ）」を奉納したことが始まりと言われています。独特でダイナミックな奉納踊（ほうのうおどり）を特色とし、380年以上の伝統を誇ります。奉納踊は国指定重要無形民俗文化財に指定されています。踊りを奉納する町を「踊町（おどりちょう）」と言い、７年に１度出番がまわってきます。長唄に合わせて踊る日本舞踊やおらんだ万才などの本踊（ほんおどり）のほか、船に車輪を付けて大勢で曳く、曳物（ひきもの）があります。石畳と車輪がきしむ音が加わって豪快で大迫力の演し物（だしもの）です。また太皷山（コッコデショ）や鯱太鼓など、大勢の担ぎ手が担ぐ演し物は空中に放り投げて手拍子をするなどの離れ業が随所に入り、祭りを一層盛り上げます。勇壮華麗な演し物の数々。アンコールを意味する「モッテコーイ」のかけ声が響き、観客の熱気もクライマックスを迎えます。開催期間中は市内の至る所でお祭りムードが堪能でき、県内外から多くの観光客が見物に訪れる長崎屈指の秋の大祭となっています。

令和８年度

長崎県過積載防止運動強化月間

10月１日(木)～31日(土)

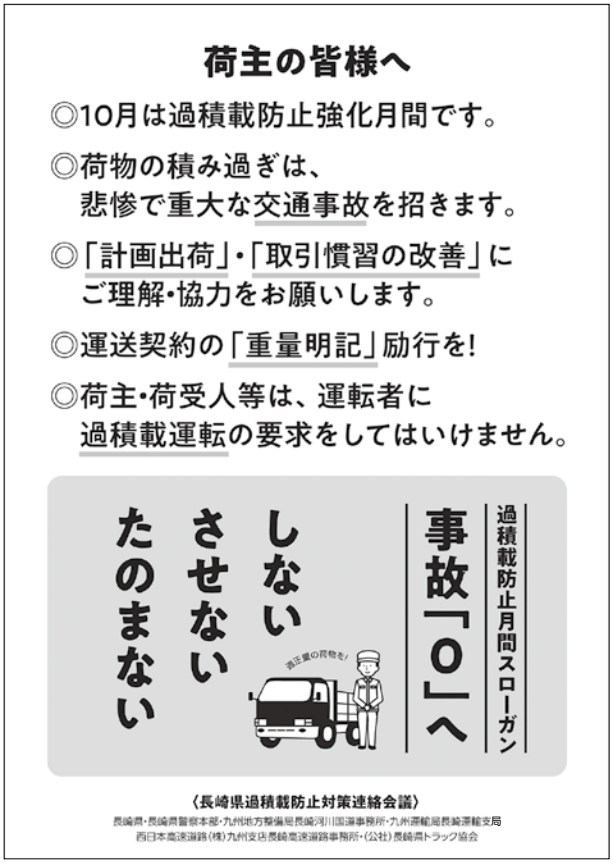
「事故『０』へ、積み過ぎは
☆しない　☆させない　☆たのまない」

―― 合同指導取締を強化 ――

過積載運行は、重大な交通事故の発生をはじめ道路渋滞の増加、騒音、振動、排気ガス等による交通公害、道路の損壊とさまざまな弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

長崎県過積載防止対策連絡会議による本運動も第45回を数え、この間に全事業者・全ドライバーが「輸送秩序確立運動」をはじめ、あらゆる機会を捉え過積載防止を展開して参りました。

会員事業所におかれては、「しない、させない、たのまない」のスローガンのもと定量積載による安全運行を遵守していただき、本運動への積極的かつ効果的な取り組みを実践していただくようお願いいたします。





令和８年度長崎県過積載防止運動強化月間実施要綱

長崎県過積載防止対策連絡会議

1　趣　　旨

トラック輸送は、貨物輸送トン数ベースで国内輸送の約９割を担う輸送機関であり、国民生活の安定と産業活動の発展に必要不可欠なものとなっているが、反面、需要の多様化、高度化に伴う競争の激化とともに、過積載運行を含む輸送秩序の乱れ、交通死亡事故や道路渋滞等の増加、騒音、振動、排気ガス等による交通公害や環境悪化など社会的問題をもたらしている。

長崎県過積載防止対策連絡会議（以下連絡会議と略す。）は、交通を取り巻く諸問題解決の一端として、行政機関・実施団体が貨物自動車の過積載運行を撲滅する運動を推進することにより、交通事故防止を目指すものである。

2　運動期間

令和８年10月１日から令和８年10月31日まで１ケ月間とする。

3　スローガン

『事故「０」へ、積み過ぎはしない、させない、たのまない。』

4　実施機関・団体等

長崎県
長崎県警察本部
九州地方整備局　長崎河川国道事務所
九州運輸局　長崎運輸支局
西日本高速道路株式会社 九州支社 長崎高速道路事務所
公益社団法人長崎県トラック協会

5　運動推進要領

⑴　連絡会議が実施する事項

①運動期間中の諸行事を企画、推進するとともに連絡・調整にあたる。

②懸垂幕を掲示すると共に、広報掲示物（ポスター、パンフレット等）を作成する。

③関係機関・団体等へ運動協力、広報掲示物の掲示要請、機関紙・会報への掲載依頼等啓発の推進及び一般への広報を行う。

④関係荷主及び団体あての過積載防止の協力要請（別紙文書）を行う。

⑵　行政機関及び団体が実施する事項

〔長崎県〕

①関係機関団体への啓発活動を行う。

②県管理道路情報板（電光板）を利用した広報活動を行う。

③ポスター掲示や道路情報板等を利用し、一般への広報を行う。

〔長崎県警察本部〕

①過積載運転の取締りを強化する。

②道路交通法第58条の４「過積載車両に係る指示」の徹底を図る。

③道路交通法第108条の34「使用者に対する通知」の徹底を図る。

④事業所に対する交通安全教育の推進を図る。

〔九州地方整備局　長崎河川国道事務所〕

①過積載車の合同街頭取締りを実施する。

②ポスター等を掲示し、一般への広報を行う。

〔九州運輸局　長崎運輸支局〕

①過積載車の合同街頭取締りを実施する。

②街頭検査の際、過積載を助長する荷台等の集中的取締を行う。

③運行管理者講習会等の機会を利用し意識の高揚を図る。

④ポスター・電光掲示板を掲示し、一般への広報を行う。

〔西日本高速道路㈱九州支社　長崎高速道路事務所〕

①法令違反車両取締りを随時実施する。

②ポスター等を掲示し、一般への広報を行う。

〔(公社) 長崎県トラック協会〕

①「過積載防止」月間広報ポスターの作成。

②機関誌「ながさきトラック広報10月号」に掲載し全事業所への周知を図る。

③過積載街頭取締への参加協力を行う。

④適正化事業の巡回指導において過積載防止の重点指導を実施する。

長崎県過積載防止対策連絡会議
長崎県　　（連絡協議会印省略）
長崎県警察本部
九州地方整備局長崎河川国道事務所
九州運輸局長崎運輸支局
西日本高速道路株式会社九州支社
長崎高速道路事務所

令和８年度長崎県過積載防止運動強化月間の実施について

拝啓　貴社におかれましては、益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

平素から道路、交通、運輸行政に対するご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車の過積載による違法運行については、重大事故への起因の懸念と併せ、道路・橋梁等への損傷要因にもなることから、その防止につき、これまで各般の対策を講じてきたところであります。

長崎県における過積載運行は、平成６年５月の道路交通法の改正施行を機会に大幅な重量超過については減少しているものの、依然として過積載運行が見受けられる状況にあります。

このため当会議では、尚一層の運動の充実拡大を図るべく10月の１ヶ月間を実施期間として、本年度も過積載防止運動強化月間を実施することとなりました。

過積載の防止は運輸事業者による自助努力が第一ですが、何よりも荷主皆様のご理解、ご協力がなければ違法運行の一掃は程遠いものであります。

つきましては、本運動を推進するにあたり、貴社におかれましても趣旨をご理解いただき、良質で円滑な輸送サービスの提供の為、計画的出荷や運送契約時の重量明示、さらには、取引慣習の改善等々、具体的でかつ実効ある過積載防止策について特段の御協力方をお願いするものであります。

なお、過積載防止の啓発ポスターを同封いたしましたので、期間中掲示板等に掲示していただきますよう重ねてお願いいたします。

（事務局）九州運輸局　長崎運輸支局（輸送・監査担当）
〒851-0103　長崎市中里町1368番地
TEL　095-839-4747（ガイダンス２）

STOP! 過積載



積み過ぎは
「しない」
「させない」
「頼まない」

過積載防止運動強化月間

2026年10月1日(木)▸31日(土)

〈長崎県過積載防止対策連絡会議〉
長崎県・長崎県警察本部・九州地方整備局長崎河川国道事務所・九州運輸局長崎運輸支局・西日本高速道路(株)九州支社長崎高速道路事務所・(公社)長崎県トラック協会

行政だより

約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について

標記の件について、経済産業省及び公正取引委員会より、全ト協を通じて周知・要請がありましたので、お知らせいたします。

全ト協発第269号(企)
令和８年９月７日

都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人　全日本トラック協会
会　長　　寺岡洋一
（公印省略）

約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について

平素は当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、中小企業・小規模事業者の価格転嫁・取引適正化を阻害する商習慣の是正に取り組んでおり、その一環として、中小受託取引適正化法（取適法）の施行や独占禁止法上の「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（支払告示）の制定等により支払サイトの短縮や現金払いの促進に取り組んでいるところですが、今般、これらの取組を推進するため、中小企業庁並びに公正取引委員会の連名により、別添「約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について」のとおり、下記の事項について周知依頼が参りました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、周知・要請を図っていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

１．令和８年１月１日施行の取適法により、取適法の対象となる取引について手形払いが禁止され、また電子記録債権や一括決済方式なども、支払期日（60日以内）までに代金の満額を受け取れない仕組みは禁止されていること。

２．令和９年４月１日から独占禁止法上の「支払告示」が施行され、取適法の対象外となる取引についても、原則として役務提供から60日以内に支払うことが求められること。

３．取適法及び支払告示の対象外の取引についても、支払いサイトを60日以内に短縮し、できる限り現金払いにすること。

４．電子交換所における手形・小切手の交換が令和９年３月31日に廃止されることを踏まえ、委託事業者・受託事業者間で協議し、電子決済サービスへの移行等の対応を進めること。

以上

◇本件お問合わせ先
全日本トラック協会　企画部　電話：03-3354-1037

支払期間のルールについて、
独占禁止法の新しい告示ができました

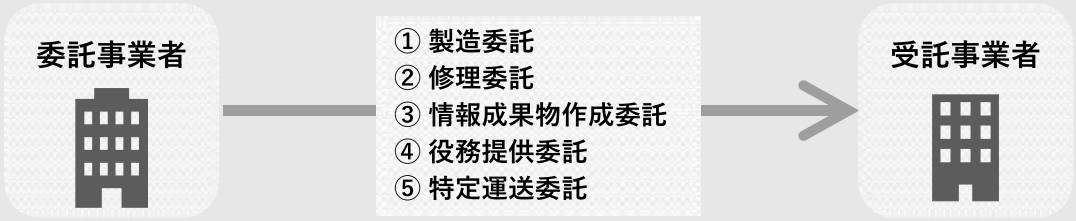
「支払告示」

正式名称：製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法

対象となる取引は？

製造委託等の委託事業者と受託事業者との取引が対象となります。（※汎用品の売買は対象外です）

ただし、取引上の地位が委託事業者に劣っていない受託事業者との取引は対象外です。

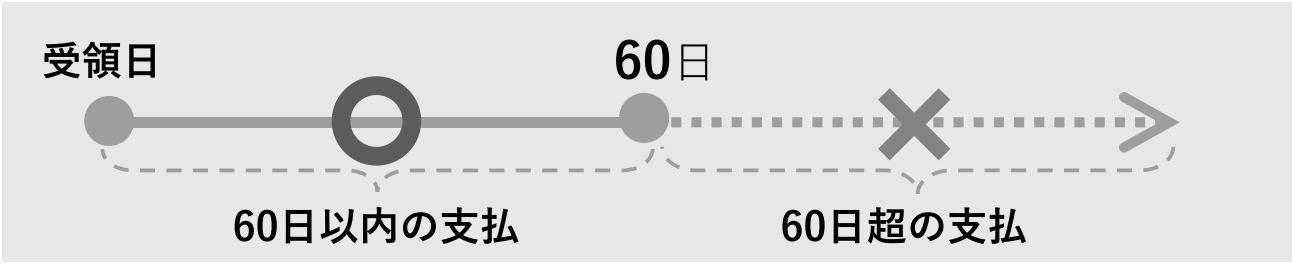


（※取適法の製造委託等と同じです）

（製造委託等の例）
①完成品メーカーから製造を請け負う精密機器の部品の製造を部品メーカーに委託 ／② ユーザーから請け負う自動車の修理作業を修理業者に委託／ ③販売するゲームソフトの作成を他のソフトウェア開発業者に委託／④ビルオーナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託／⑤ 販売した家具を顧客に引き渡す場合に、その家具の運送を運送事業者に委託　等

新ルールの内容は？

給付の受領日から**60日以内**に代金を支払う必要があります（60日を超えると違反になります）。
（※正当な理由がある場合を除きます。）



いつから施行される？

令和９年４月１日から施行されます。

背景・趣旨は？

取適法対象外の取引も含め、サプライチェーン上流から下流までの資金繰り負担の偏りを解消し、サプライチェーン全体の資金の流れを作る必要があります。



円滑な資金の流れ

約９割（88.9%）の委託事業者が、支払期間を60日以内に設定しています。しかし、製造委託等の取引では、受託事業者に対して支払の繰延べによる負担を押し付けやすい傾向があると考えられます。



（※公正取引委員会調べ）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

Q&A

Q１　委託事業者とは？

取適法第２条第６項に規定する製造委託等（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託）をした事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。）をいいます。

資本金の額や従業員の数のような外形的な規模要件はありません。

Q２　受託事業者とは？

委託事業者から製造委託等を受けた事業者をいいます。規模要件はありません。

ただし、その取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる事業者は除かれます。

「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」かどうかの具体的な判断に当たっては、①受託事業者の当該委託事業者に対する取引依存度、②当該委託事業者の市場における地位、③受託事業者にとっての取引先変更の可能性、④その他当該委託事業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に勘案します。

Q３　60日以内に代金を支払わないことについて「正当な理由がある場合」とは？

例えば、次のような場合です。

- 受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合（給付の内容が委託内容と異なることがある等）
- 製造委託等をするに当たって受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合（当該製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合に限る。）
- あらかじめ受託事業者の同意を得て、かつ、代金の支払の遅延によって当該受託事業者に通常生ずべき損失を委託事業者が負担する場合

問題となる行為事例

✕　受託事業者との間で支払期日が定められておらず、給付を受領した日から60日目までに代金を支払わないとき。

✕　受託事業者との間で支払期日が定められていたが、給付を受領した日から60日目までに代金を支払わないとき。例えば、次の①又は②がこれに該当します。

①「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」等の月単位の締切制度（支払期日が締切後30日を超えて定められているもの）を採っていることにより、給付を受領した日から60日目まで（２か月以内）に代金を支払わないとき。

②「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の検収締切制度を採っている場合に、社内の検収手続の遅延により、給付を受領した日から60日目まで（２か月以内）に代金を支払わないとき。

違反した場合

違反行為が認められた場合等には、排除措置命令等の対象になります。

相談窓口

経済取引局取引部　**企業取引課**
03-3581-3375（直通）

北海道事務所　取引課
011-231-6300（代表）

東北事務所　取引課
022-225-7096（直通）

中部事務所
第一・第二取引適正化調査課
052-961-9424（直通）

近畿中国四国事務所　取引課
06-6941-2175（直通）

中国支所　取引課
082-228-1502（直通）

四国支所　取引課
087-811-1754（直通）

九州事務所　取引課
092-431-6031（直通）

沖縄総合事務局　公正取引課
098-866-0049（直通）

詳細はこちら

公正取引委員会　支払告示ウェブサイト
https://www.jftc.go.jp/dk/shiharai.html

参考情報
取適法ガイドブック
https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf

電話受付時間見直しに関するお知らせ

標記の件について、九州運輸局より、周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

令和８年８月17日

関係団体　各位

九州運輸局総務部総務課長

電話受付時間見直しに関するお知らせ

平素より国土交通行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、九州運輸局では、働き方改革の推進及び申請等の適切な処理の確保を図るため、別添のとおり令和８年10月１日から順次、電話受付時間を見直します。

貴団体におかれましては、電話受付時間の見直しについてご理解の上、傘下会員にご周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

九州運輸局

電話受付時間見直しに関するお知らせ

平素より国土交通行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

九州運輸局では、働き方改革の推進及び申請等の適切な処理の確保を図るため、以下の対象官署について、令和８年10月１日から順次、電話受付時間を見直すこととしています。

電話受付時間外については、自動音声メッセージにより電話受付時間をご案内し、お掛け直しをお願いする対応となります。

各官署における電話受付時間の見直し及び自動音声ガイダンス開始日は別紙のとおりですので、ご確認くださいますようお願いいたします。

皆様にはご不便をお掛けしますが、より良い行政サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

見直し後の電話受付時間は次のとおりです。

【対象官署】

九州運輸局　本局
福岡運輸支局（本庁舎・門司港庁舎・若松海事事務所）
佐賀運輸支局（本庁舎・唐津庁舎）
長崎運輸支局（本庁舎・東長崎庁舎・佐世保海事事務所・佐世保自動車検査登録事務所・厳原自動車検査登録事務所）
熊本運輸支局（本庁舎・三角庁舎）
大分運輸支局
宮崎運輸支局
鹿児島運輸支局（本庁舎・谷山港庁舎・奄美自動車検査登録事務所）
下関海事事務所
※自動車検査登録ヘルプデスクを除く

【電話受付時間】

（変更前）平日　８：30～17：15
（変更後）平日　８：30～11：45、13：00～17：00

（別紙）

電話受付時間見直し・音声ガイダンス開始日一覧

対象官署	電話受付時間見直し・音声ガイダンス開始日
九州運輸局（本局）	令和８年10月１日
福岡運輸支局（本庁舎）	令和８年10月中（確定次第別途お知らせ）
福岡運輸支局（門司港庁舎）	令和８年10月中（確定次第別途お知らせ）
福岡運輸支局（若松海事事務所）	令和８年10月１日
佐賀運輸支局（本庁舎）	令和８年10月１日
佐賀運輸支局（唐津庁舎）	令和８年10月１日
長崎運輸支局（本庁舎）	令和８年10月２日
長崎運輸支局（東長崎庁舎）	令和８年10月１日
長崎運輸支局（佐世保海事事務所）	令和８年10月５日
長崎運輸支局（佐世保自動車検査登録事務所）	令和８年10月１日
長崎運輸支局（厳原自動車検査登録事務所）	令和８年10月１日
熊本運輸支局（本庁舎）	令和８年10月１日
熊本運輸支局（三角庁舎）	令和８年10月中（確定次第別途お知らせ）
大分運輸支局	令和８年10月１日
宮崎運輸支局	令和８年10月１日
鹿児島運輸支局（本庁舎）	令和８年10月１日
鹿児島運輸支局（谷山港庁舎）	令和８年10月１日
鹿児島運輸支局（奄美自動車検査登録事務所）	令和８年10月１日
下関海事事務所	令和８年10月中（確定次第別途お知らせ）

※福岡運輸支局（本庁舎・門司港庁舎）、熊本運輸支局（三角庁舎）及び下関海事事務所の開始日は、確定次第、本ページを更新してお知らせします。

長崎県魅力ある職場づくり推進補助金のご案内

長崎県

申請期間延長しました



物価高騰の影響を受けている県内中小、小規模事業者等が行う職場環境改善に資する取組を支援することで、企業の人材確保・定着を推進します。

詳細は 長崎県魅力ある職場づくり推進補助金 で検索 または

対象者・補助率・補助上限額

対象者	県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用している中小企業・個人事業主
補助率	2/3以内
補助上限額	300万円（下限30万円）

対象経費



① 必須 **職場環境改善に関するハード経費**
職場環境改善を目的とした備品費、工事費等

② **職場環境改善に関するソフト経費**
就業規則作成の委託等

③ **人材確保に関する発信強化経費**
PR強化のための委託料、広報費等

※ソフト経費（②+③）はハード経費（①）を超えない範囲で対象とすることが可能

主な認定要件



❶ 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること
❷ 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用しており、その者を雇用保険に加入させている又は、事業所が労災保険適用事業所であること
❸ 申請日時点において、1年以上の事業実績があること
❹ Nぴか認証企業または3年以内にNぴか認証に取り組む旨宣言をすること
❺ イクドリ！宣言企業、結婚子育て応援宣言、女性活躍推進企業、健康経営宣言、パートナーシップ構築宣言のうち、2つ以上の宣言を行っていること、またはくるみん、えるぼし、ユースエール、もにす認定、安全衛生優良企業認定、健康経営優良法人のいずれかの認定を受けていること
❻ 就業規則及び育児介護休業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること
※その他の認定要件は実施要綱を確認してください

申請期間

＼延長しました／

令和8年6月1日（月）～令和8年10月30日（金） 消印有効

※予算額の上限に達した場合には、支援金の募集を打ち切る場合があります。

申請方法



オンライン申請の場合

❶ 以下特設ホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を入力。その他各種必要書類を準備
❷ 申請フォームを開き、必要事項を入力
❸ ①で用意した必要書類をデータ化し、申請フォームに添付の上、申請

郵送申請の場合

❶ 以下特設ホームページから申請様式をダウンロードし、必要事項を入力。その他各種必要書類を準備
❷ ①で作成した申請様式を印刷し、その他各種必要書類と併せて事務局に1部郵送

【申請書類の郵送先】
長崎県魅力ある職場づくり推進補助金事務局 宛
〒850-8799
長崎中央郵便局 私書箱129号
※簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。
※郵便料金は申請者の負担となります。

特設ホームページ
https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/jigyoshien/syokubahojokin/

主な必要書類



❶補助金交付申請書 県指定様式
❷補助事業計画書（職場環境改善計画） 県指定様式
❸「Nぴか」認定書の写しまたは「Nぴか」取得宣言書 県指定様式
❹各宣言や認証制度の取得が分かるもの（宣言または認定書の写し等）
（イクドリ！宣言、結婚・子育て応援宣言、女性活躍推進企業、健康経営宣言、パートナーシップ構築宣言のうち、2つ以上の宣言を行っていることまたはくるみん、えるぼし、ユースエール、もにす認定、安全衛生優良企業認定、健康経営優良法人のいずれか1つ）
❺導入する設備や経費の概要及び金額等が分かる資料又は見積書の写し
❻労働保険料等納入証明書
❼就業規則及び育児介護休業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの）
※事業終了時までに作成する場合、実績報告時に提出
その他の必要書類は実施要項等を確認してください

補助事業実施期間

交付決定日～令和9年1月6日（水）

※実績報告期限は事業終了後10日以内または令和9年1月15日のいずれか早い日まで
※上記期間内に補助事業及び経費の支出が完了しない場合、交付対象外となります
※原則交付決定後の事業着手となりますが、交付決定後の着手では工期が間に合わない場合等は、例外的に事前着手を承認する場合があります。詳細は実施要領等をご確認ください

想定される補助金活用例 ※以下は一部の例です

（例）作業現場の厳しい環境を改善



スポットクーラー

（例）従業員の負担を軽減して仕事を効率化



配膳ロボット

（例）快適な職場で効率的に働く



応接室・会議室の整備

（例）働きやすい就業環境のルールを整備



就業規則作成

支援金に関するお問い合わせ先

長崎県魅力ある職場づくり推進補助金コールセンター（業務委託先：株式会社エイチ・アイ・エス）

050-1748-5248 受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日を除く）

事故対だより

国土交通省認定
「運輸安全マネジメントセミナー」のご案内

事業者　各位

（ナスバ）独立行政法人自動車事故対策機構　長崎支所

日頃より当機構に対し、ご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。さて、「運輸安全マネジメント」の御社の取り組み状況はいかがでしょうか？当機構では次のとおり国土交通省認定運輸安全マネジメントセミナーを計画しました。多数の皆様方にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

1．ガイドラインセミナー（中小規模）

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン全１４項目について、安全管理体制の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に解説します。

日　時：令和８年１１月２６日（木）　9:00～12:30

2．内部監査（半日）セミナー

運輸安全マネジメントのPDCAサイクルを回していくために、「内部監査とは？」等についての講義、及び、参加型の講義（監査結果の確認と不具合箇所の指摘等）をワークショップ形式で実施いたします。

日　時：令和８年１１月２６日（木）　13:30～17:00

3．リスク管理（基礎）セミナー

事故防止・再発防止対策に関し、「リスク管理とは？」等についての講義、及び、参加型の講義（「なぜなぜ分析」等）により事故等の原因分析のワークショップを実施いたします。

日　時：令和８年１１月２７日（金）　09:00～12:30

場　所：自動車事故対策機構 長崎支所（長崎市万才町７－１ＴＢＭ長崎ビル１１階）
受講料：１人　５，２００円（税込）※当日、受付の際に現金でお支払いください

【ご一読ください】

① **ご予約**は**ナスバHP**から「**自動車事故を防ぐ**」➡「**セミナーのご予約**」の順番に**クリック**。
（予約開始日：令和8年9月1日）＊定員に到達次第予約受付終了。

こちらをクリックしてください　→　セミナーのご予約 国土交通省認定セミナー

② 認定セミナーの制度概要については、当機構のホームページ（http://www.nasva.go.jp/）
→防ぐ
→『ナスバ安全マネジメントサービスのご案内』欄中『ナスバ安全マネジメントサービスの種類』
→『ナスバ安全マネジメント　シンポジウム・セミナー、講習会・国土交通省認定セミナー等』
をご覧ください。

お問合せ先　（ナスバ）独立行政法人自動車事故対策機構　長崎支所
〒850-0033　長崎市万才町７－１　ＴＢＭ長崎ビル１１階
TEL 095－821－8853　FAX 095－821－8854

全ト協だより

「全ト協表彰規程による表彰」の推薦について

全日本トラック協会において、例年のとおり標記表彰が行われますので、下記により表彰該当者を推薦されるようお願いします。

記

1．選考基準　業務に精励し、成績優秀にして事業の発展に寄与した功績が顕著な者で、次の基準に該当するもの。

⑴　感謝状

①トラック運送事業及び運送取扱事業の役員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者

②事業者団体の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者

⑵　表彰状

①運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者

②事業者団体の職員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者

③危難を顧みず職責を遂行し、又は、重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者

④有益な発明、考案、改良又は研究を行い運送業務に著しい貢献をした者

2．提出書類

功績調書、履歴書、その他参考となる資料

3．提出期日

令和８年11月25日㈬までに県ト協（担当　本村）へ郵送または持込

※受章が決まりましたら来年度（令和９年度）の定時総会で表彰する予定です。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

功　績　調　書

協会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．事業所の住所及び名称 代表者氏名	
２．被表彰候補者の ふりがな 役職　氏　　名 生年月日	 昭和・平成　　年　　月　　日 生まれ
３．推薦順位	
４．推薦理由	
５．賞罰、勤務成績、素行等、参考となる事項	

履　歴　書

現住所			
ふりがな		生年月日	年　月　日生
氏　名			

学歴	年	月	最終学歴	卒業・修了
職歴	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
賞罰				

上記の通り相違ありません。

令和　　年　　月　　日

氏　名　　㊞

近代化基金融資貸出金利の変更について

令和８年９月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

１．貸付利率

期　　間	現行（改定前）	改定後
１年以上～３年以内	3.25%	**3.40%**
３年超～７年以内		
７年超～10年以内		

２．実施日

令和８年９月10日



軽油価格の調査結果（７月分）

７月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

１．単純集計価格

区分 / 地区名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)	134.51	122.11	133.07
全国(沖縄除)	130.63	121.20	129.16

２．元売別集計価格〈九州（沖縄除)〉

区分 / 元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ＥＮＥＯＳ	134.48	122.08	131.85
出光昭和シェル	137.98	124.35	133.63
キグナス			
コスモ	133.00	118.39	132.09
その他	129.33	121.17	133.79

３．月間購入量別価格〈九州（沖縄除)〉

区分 / 月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	135.42	121.54	133.36
30～50キロリットル未満		121.89	138.67
50～100キロリットル未満	119.95	125.64	120.40
100キロリットル以上		122.40	121.40

４．支払期限別価格〈九州（沖縄除)〉

区分 / 支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	138.09	124.87	125.40
30～60日未満	131.84	122.06	133.11
60日以上	152.27	118.51	140.25

５．軽油価格推移〈九州（沖縄除)〉

区分 / 月別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2026年3月	134.13	129.99	132.87
2026年4月	131.09	130.06	131.26
2026年5月	130.85	123.98	132.55
2026年6月	131.90	122.67	133.88
2026年7月	134.51	122.11	133.07

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和８年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。
インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法) 自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所　TEL：095-821-8853
　インターネット予約　https://www.nasva.go.jp/
◇㈱おんが自動車学校　TEL：093-293-2359　FAX：093-293-2427
　インターネット予約　https://koshukaiyoyaku.jp/sunsunschool
◇㈲新西海自動車学校　TEL：0959-27-0136　FAX：0959-27-1778
　インターネット予約　http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※申込用紙は、各実施機関または長崎県トラック協会のホームページよりダウンロードしてください。
（自動車事故対策機構はインターネット予約のみ）

【受講手数料】

基礎講習：8,900円
一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）
※原則、助成の対象となるのは同一年度内で１人１回までとなります。
※自動車事故対策機構が実施する「ｅラーニング（ｅナスバ）」は受講完了が助成の条件となります。（一般講習のみ）
※講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。
※令和７年度より修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わりました。（自動車事故対策機構、新西海DS）

【持ってくるもの】筆記用具
（自動車事故対策機構）予約確認書、身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）
（おんがDS）運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真１枚「縦3.0cm ×横2.4cm」）、予約申込書
（新西海DS）身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間が変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
自動車事故対策機構	９：15～９：50	基礎講習	１日目	９：50～17：00
			２日目	10：00～16：00
			３日目	10：00～16：00
		一般講習	９：50～16：00	
おんが自動車学校	９：00～９：30	一般講習	９：30～16：00	
新西海自動車学校	９：30～10：00	基礎講習	１日目	10：00～17：00
			２日目	10：00～17：00
			３日目	10：00～15：00
		一般講習	10：00～16：00	

1．基礎講習

回 数	実 施 日	実施場所	定 員	主　催
~~第1回~~	~~6月10日(水)～6月12日(金)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」~~	~~30名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~
~~第2回~~	~~6月23日(火)～6月25日(木)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~
~~第3回~~	~~6月29日(月)～7月1日(水)~~	~~佐世保市「佐世保市労働福祉センター」~~	~~50名~~	~~新西海自動車学校~~
第4回	11月17日(火)～11月19日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月24日(火)～11月26日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月9日(水)～12月11日(金)	長崎市「ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構　長崎支所

2．一般講習

回　数	実施日	実施場所	定　員	主　催	
~~第1回~~	~~6月19日(金)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第2回~~	~~7月2日(木)~~	~~佐世保市「アルカスSASEBO3階 会議室」~~	~~22名~~	~~自動車事故対策機構 長崎支所~~	★
~~第3回~~	~~7月4日(土)~~	~~島原市「有明文化会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第4回~~	~~7月10日(金)~~	~~長崎市「ナスバ長崎支所」~~	~~16名~~	~~自動車事故対策機構 長崎支所~~	
~~第5回~~	~~7月25日(土)~~	~~大村市「サンスパおおむら」~~	~~40名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第6回~~	~~7月29日(水)~~	~~佐世保市「佐世保市労働福祉センター」~~	~~50名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第7回~~	~~8月6日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」~~	~~16名~~	~~自動車事故対策機構 長崎支所~~	★
~~第8回~~	~~8月21日(金)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第9回~~	~~8月29日(土)~~	~~平戸市「たびら活性化施設」~~	~~40名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第10回~~	~~9月3日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」~~	~~6名~~	~~自動車事故対策機構 長崎支所~~	★
~~第11回~~	~~9月4日(金)~~	~~佐世保市「佐世保市労働福祉センター」~~	~~50名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第12回~~	~~9月17日(木)~~	~~五島市「福江文化会館」~~	~~30名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第13回~~	~~9月18日(金)~~	~~新上五島町「有川鯨賓館」~~	~~20名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第14回~~	~~9月29日(火)~~	~~大村市「サンスパおおむら」~~	~~40名~~	~~新西海自動車学校~~	
第15回	10月1日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第16回	10月4日(日)	西海市「新西海自動車学校」	40名	新西海自動車学校	
第17回	10月16日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第18回	11月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第19回	11月14日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	40名	新西海自動車学校	
第20回	11月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第21回	12月3日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第22回	1月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第23回	1月20日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第24回	1月29日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第25回	2月4日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所	★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

協会だより

在長崎オランダ名誉領事に松藤章喜理事が就任

本年７月１日付で在長崎オランダ名誉領事に、当協会理事の松藤章喜氏が就任されました。

９月17日㈭に長崎市内で任命式が執り行われ、ヒルス・ベスホー・プルッフ駐日オランダ大使氏から任命書が交付されました。

任命式には平田研長崎県知事や鈴木史朗長崎市長など関係者約120人が出席しました。

松藤理事は、「オランダと長崎との長い歴史に蓄積された文化と物語を生かし、日本や世界の人々を魅了する新たな価値を作り出したい。」とあいさつされました。



第２回総務委員会の開催状況について

去る８月27日㈭13時30分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員10名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶があり、議長に田川委員長を選出し、上程された議案について審議され、「トラックの日」の広報活動（案）について、ポスターの修正が入り、その他の議案は原案どおり承認されました。



永野副会長



塩塚副委員長・田川委員長



第３回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について

日時　令和８年９月３日㈭　12：30～13：10

場所　長崎市松原町2651－３「県ト協研修会館」

出席者　馬場会長ほか28名

協議事項

⑴　令和８年度近代化基金推薦融資申込公募及び融資推薦について

⑵　長崎県トラック協会ダンプ部会の新設について

⑶　令和８年度「トラックの日」の広報活動（案）について

報告事項

⑴　定款第14条に基づく業務報告について

⑵　九州トラック協会臨時理事会及び物流政策委員会の結果について

⑶　各種委員会の委員変更について

⑷　令和８年度安全性評価事業の申請受付等について

⑸　第40回長崎県トラックドライバーコンテストの結果について



馬場会長

理事会は、原野事務局長の開会と定足数の報告で始まり、議長に馬場会長を選出し、上程された議案について審議され、「トラックの日」の広報活動（案）について、ポスターに一部修正が入り、その他の議案は原案どおり承認されました。





高齢運転者安全運転研修の開催状況について

去る令和８年９月２日㈬西海市の新西海自動車学校において、標記研修を開催しました。

この研修は、長年の運転経験から無意識的に繰り返される運転上の不安定行動や、加齢に伴う運転技術の低下等について、適性検査や技能実習を受けることにより、安全に対する意識向上や行動改善に取り組み事故防止につなげることを目的とした、おおむね60歳以上の運転者を対象とした研修で、会員事業者９名が参加しました。

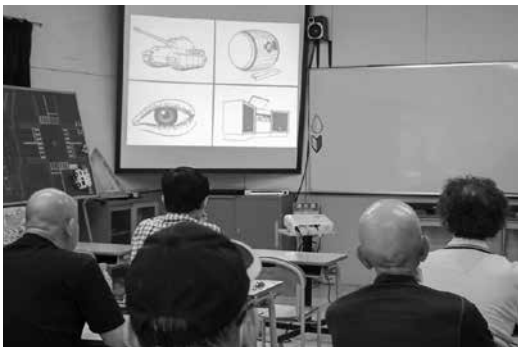
座学では、高齢運転者の事故の特徴や、加齢に伴う健康管理の重要性、飲酒運転による重大事故等についてデータや映像から学びました。また、運転性格診断で自己の性格を改めて認識すると共に、視力検査・視野検査を行い、視野障害に対する正しい知識を確認しました。

実技では、普通車や大型車・中型車等の日頃乗務している車種に乗車し、危険回避走行や隘路侵入走行等を行い、的確な認知・判断と適切なハンドル操作ができているか、定められた指定位置に安全かつ正確に駐車できるか、等を確認し改めて安全運転に対する意識向上が図られました。













「引越基本講習・引越管理者講習」の開催状況について

引越専門部会では、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、９月７日㈪10時より、引越基本講習、８日㈫10時より、引越管理者講習を開催しました。

講習会は、基本、管理者ともに引越認定講師である、株式会社ヒサノ　**木下 宗孝 氏**より、引越業界の現状、クレーム対応、接客マナー、引越運送約款他について説明があり、管理者講習ではグループに分かれ、事例などの検討を行い各社の取組状況について発表を行い、大変有意義な講習になりました。



木下 氏



基本講習



管理者講習（グループ討議）

交通安全キャンペーンへの参加について

令和８年９月21日㈪に長崎県警察本部交通部高速道路交通警察隊及び長崎県高速道路交通安全協議会等７団体が行う交通安全キャンペーンに、協会役職員にて参加しました。

キャンペーンは、長崎自動車道（下り）大村湾パーキングエリアにおいて、ドライバーに対しチラシ及び交通安全啓発グッズを配布して高速道路での交通事故防止を呼び掛ける交通安全キャンペーンを実施しました。













令和８年度助成事業について

１．主な留意点

①全助成事業で**事前申請**としています。（健康診断受診促進助成事業を除く）
＜申請の流れ＞ 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付

②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。

③**申 請 期 間：７／１（水）～１２／１８（金）** ※免許等取得促進助成事業は**１／２９（金）**まで
実績報告期限：２／１９(金) ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**３／１９（金）**まで
３月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

２．助成事業一覧

助成事業		概　要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。（国補助金との併用は不可）
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の１/２（上限５千円／台）　運行管理連携型：機器価格(税抜)の１/２（上限１万円／台）
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。（国補助金との併用は不可）
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置　②側方衝突監視警報装置　③アルコールインターロック　④ＩＴ点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ　⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の１/２(上限２万円／台)　②機器価格(税抜)の 1/2（上限 10 万円） ⑤取得価格(税抜)の 1/2(上限３万円)　⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限 10 万円)
	その他条件等	＊②は、車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 ＊②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第５輪荷重が 8.5 トン以上のものに限る。 ＊④は、ＩＴ点呼に使用するアルコール検知器については、Ｇマーク取得事業所に限る。 ＊⑤は、600Ｎ･m 以上の締め付け能力を有するもの１事業所１台　⑥は、１事業者１台ただしＧマーク取得事業者は２台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	全ての機器が対象　＊協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の１/２（上限２万円／台）
	その他条件等	＊Ｇマーク事業所におけるＩＴ点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 ＊来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	１台あたり装置の取得価格の２分の１（上限５万円／台）
ＳＡＳスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第１次検査および第２次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	第１次検査および第２次検査の合計費用の半額（上限２，５００円／人）
安全運転研修（ドライバー等安全教育訓練促進）	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育（研修）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費（宿泊費等含）の全額又は一部及び交通費（離島地区外５千円、離島地区１万円） ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修（１泊２日）：55,440 円（受講料の全額）＋交通費 ②一般・初任ドライバー研修（２泊３日）：53,900 円（受講料 77,000 円の７割）＋交通費　⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修（２泊３日）：53,900 円（受講料 77,000 円の７割）＋交通費　⇒全ト協特別研修 ＊受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 ＊②③について、Ｇマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成（77,000 円）
	助成上限	研修１回あたり１事業者２名まで
初任運転者特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育（初任）の対象者
	助成金額	研修費の全額　年１０回
高齢運転者安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	６０才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 ＊適齢診断を受診することが出来ます。 ＊講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修１回あたり１事業者２名まで

助成事業		概　要
健康診断 受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 9.2.19　　※令和８年４月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の１．２倍まで
	助成金額	運転者１名につき 1,500 円
安全性評価事業 認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から２週間以内
運転記録証明書 取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.4.1～令和 9.3.19
	助成上限	車両数の１．２倍まで
	助成金額	運転者１名につき 800 円
適性診断 （特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.4.1～令和 9.3.19
	対象診断	①初任診断　②適齢診断
	助成金額	3,800 円　＊助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 （一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成上限	１台まで
	助成金額	指定機器１台につき２０万円
環境対応車	実施主体	①ＣＮＧトラック　②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象	①ＣＮＧトラック　②ハイブリッドトラック　③電気自動車　④燃料電池自動車 ＊令和 8.4.1～令和 9.2.19 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	１事業者１両まで
	助成金額	①ＣＮＧトラック　②ハイブリッドトラック　　※お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	①蓄熱マット　②エアヒータ　③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円　（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の１/２　＊上限６万円　（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の１/２　＊上限６万円　（全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	新規７万円、更新５万円＊費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	保証料の１/２（県ト協：１/4　全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限２０万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 9.1.29　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	準中型新規：４万円、準中型限定解除：２万５千円、特例教習：受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引：取得費用(税抜)の 1/2(上限:大型 15 万円、中型･けん引 10 万円) フォークリフト：31 時間・35 時間講習 １万円、11 時間・15 時間講習 ５千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	受講料の２/３（県ト協１/３・全ト協１/３）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	新規３万円、継続２万円＊費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者１名につき 3,200 円　※ｅナスバは受講完了した場合のみ助成対象

適性診断（初任･適齢）及び安全運転研修について

令和８年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。
お申込については直接各実施機関へ行って下さい。
講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

◆適性診断（適齢・初任）　＊開催予定表 **A**
①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
②診断日：毎月（２月,３月を除く）
③備考：特定の運転者（６５才以上の運転者、新たに運転者として選任した者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け
・初任運転者特別指導講習会　＊開催予定表 **B**
①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
②講習日程：2 日間（年 10 回開催予定）
③備考：指導監督指針内容（12 項目 15 時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース）　＊開催予定表 **D**
①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
②講習日程：2 日間（年７回開催予定）
③備考：指導監督指針内容（12 項目 15 時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け
・高齢運転者安全運転研修　＊開催予定表 **C**
①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
②講習日程：１日間（年１回開催予定）
③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け
・安全運転研修（一般運転者コース）＊開催予定表 **D**
①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
②講習日程：2 日間（年７回開催予定）
③備考：指導監督指針内容（12 項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け
・添乗（同乗指導者研修）　＊開催予定表 **E**
①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
②講習日程：2 日間（年１回開催予定）
③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表Ｄ）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

		診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催（新西海）	A	適性診断（適齢･初任）	14・15	12・13	1・2	6・7	4・5	8・9	19・20	9・10	7・8	12・13
	B	初任運転者特別指導講習会	16～17	14～15	3～4	8～9	6～7	10～11	21～22	11～12	9～10	14～15
	C	高齢運転者安全運転研修						2				
福岡開催（おんが）	D	一般･初任貨物運転者研修		16～17	20～21	18～19		12～13	10～11	7～8		16～17
	E	添乗（同乗）指導者研修						26～27				
	全ト協	一般・初任運転者研修	11～13		6～8				17～19	21～23		
		添乗・指導管理者研修				11～13						

※行事等により日程が変更となる場合があります。　※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】　長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：ＴＥＬ 095－838－2281／ＦＡＸ 095－839－8508
新西海自動車学校　（担当：横坂・植田）：ＴＥＬ 0959－27－0136／ＦＡＸ 0959－27－1778
おんが自動車学校　（担当：江頭・山口）：ＴＥＬ 093－293－2359／ＦＡＸ 093－293－2427

FAX

申　込　書
（適性診断・初任運転者特別指導講習）

（受付済印）

申込日　令和　　年　　月　　日

（フリガナ）
事業所名（営業所名）

〒　　－

事業所住所

申込責任者名

連絡先（TEL）　　※（FAX）

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日（年齢）	適性診断 （診断種類に☑ 受診日を記入）	初任講習 （受講日を記入）	☆適性診断受診日時 （自動車学校記入欄）
1	昭和・平成　年　月　日（　歳）	□初任　□適齢 （　月　日） □受診しない	□受講する （　月　日～　月　日） □受講しない	月　日 時　分開始
2	昭和・平成　年　月　日（　歳）	□初任　□適齢 （　月　日） □受診しない	□受講する （　月　日～　月　日） □受講しない	月　日 時　分開始
3	昭和・平成　年　月　日（　歳）	□初任　□適齢 （　月　日） □受診しない	□受講する （　月　日～　月　日） □受講しない	月　日 時　分開始

【実施場所】　**長崎県トラック協会研修会館**　**（新西海自動車学校東長崎事務所）**
所在地：長崎市松原町2651－3

【適性診断お申し込みの方】
※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。（受診時間は約 2 時間）
○持 参 品　　①運転免許証　②受診料金　事業所負担 1,000 円（残りは県トラック協会の助成となります）

【初任講習お申し込みの方】
○受付時間　8:30～ 9:00
○講習時間　9:00～17:30
○持 参 品　筆記用具、ヘルメット及び手袋 （2 日目のみ必要）
○そ の 他　・昼食（弁当）を希望される方は当日に受付いたします。
・申込期限は、開催日2日前 （ただし、定員になり次第締め切りとなります）

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申込先
新西海自動車学校
※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いします

西海市西彼町上岳郷１２３８－３
TEL　０９５９－２７－０１３６

FAX 送信先　０９５９－２７－１７７８

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーＯＮＧＡ（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長　殿

会社住所	〒　　-		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連 絡 先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

１．希望コース（希望するコースを１つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。）

No.	研　修　内　容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修　　2 日（13 時間）	
2	初任運転者研修　　2 日（15 時間）	
3	添乗（同乗）指導者研修　　2 日（13 時間） ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20 時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

２．受講者及び研修コース

①希望研修コースは、**上記１の 研修No. を記入**してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フ　リ　ガ　ナ 受　講　者　氏　名	性別	年齢	生年月日	採　用 年月日	希望研修コース 研修No.	 講習日	初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
	男 女	歳	年 月　日	年 月　日			希望する・しない 指導要領：要・不要
	男 女	歳	年 月　日	年 月　日			希望する・しない 指導要領：要・不要

※交通費助成申請　　□ 離島地区外：５千円　　□ 離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：１万円

【 注 意 】

※ 研修１回あたり１事業者２名まで

※ 受講料（55,440 円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の 10 日前までに、下記の研修施設へＦＡＸで提出してください。

・ドライビングアカデミーＯＮＧＡ（おんが自動車学校）ＦＡＸ　０９３－２９３－２４２７

※初任診断で指導要領（管理者用）がご必要な場合は別途、発行料金（２００円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

ドライバー体験記

アウト・オブ・コントロール

（中部）㈱白青舎ロジコム
岡林　啓太



2016年12月のある日、いつもの様に出勤してタイムカードを押す。深夜23時過ぎ、出発前点呼。体調、睡眠時間、持ち物検査、アルコールチェック全て問題なし。今週は始めの納品先が名古屋市港区のコース担当だ。

車輌には「NO.1」のステッカー、この会社で一番古いがよく走る。自分にも乗り慣れた車であり直近でも調子が良かった。

あらかじめ指定されたルートに従う。会社のすぐそばに堤防があり途中までその堤防道路を利用する。責任者に挨拶して出発した。

堤防を上がり本線に合流する。その手前に一時停止。深夜で車は少ないが自転車も通るので油断禁物。自分の意志でブレーキを踏んで止まれたのはこれが最後になるとはこの時知る由もない。

本線をしばらく走る。時間にゆとりもあり信号も煽ってくる車もほぼ無い為、のんびりモードがこのコースでは常であった。ブレーキも踏む必要がなくアクセルで加減する程度である。異変に気づいたのは本線に交差する道路がある地点にさしかかった時だった。

側道に逸れてアンダーパスをくぐる。より暗い為ハイビームにしてアクセルから足を離す。この時「今減速していない？」と思ったが気のせいと深く考えなかった。くぐった後の上り調子のスロープを勢いよく駆け上がったことも「加速していたから？」と。

直後、本線に合流する前の一時停止に合わせてブレーキを踏んだ操作を無視するように60キロくらいのスピードでそのまま合流する。本線に通行車輌が無くて良かった。こちらはノーブレーキなのでよもや大事故である。

その後も減速を試みるが強めに踏んでも踏みっ放しでも変化なし。アクセルペダルを軽く踏んで離してみると「カッタン」と音をたて戻った。おもちゃみたいだった。アクセルは効かないとこの時に分かった。

途中、ゆるい下りのスロープを通過と同時に「ブルル‥‥」と荒い音をたててメーターの針が時速70キロを指した。実際に加速している。

この事で頭はパニックだったがとり乱してもいられない。堤防区間が終わり街の一般道に入ったら「万事休す」である、今しかない。

ハザードを点灯して後続車に緊急をアピールしながら走る。ひたすら一車線だがわずかに拡張した区間は端に寄る。小さな車は追い抜かせる、トラックはやはり無理であった。

「安全に広い場所で停める、この先にそれができそうな区間がある。」何十回と通っているので大体の事は知っていたことも平静を保てた理由だ。そしてその場所に差し掛かった。

一車線分の広さがある待避場のある区間、何百メートルか先に緑色の車が停まっている。左に寄せブレーキを蹴る様に何回も踏んだ。ようやく30キロ程度まで落ちたが止まらない。ロックしてもいいようにハンドルを真っすぐにしてエンジンキーを抜いたがそれでもまだ10キロ以上出ていたので再度ブレーキを蹴る。前方車輌の数十メートル手前で渋々止まった。

責任者に連絡し、彼の乗ってきた車に荷物を載せ替える、待っている間に社長にも連絡済である。私からの報告に対して社長は「分かりました」とだけ言った。

時間は日付が変わって0時10分過ぎ、急げばまだ間に合う。責任者に挨拶してその場を離れる。もちろんレッカーも手配してもらっているがこの広い場所なら連結も安全に行えるだろうと思って安心した。平静のつもりだったがしばらくは心臓のバクバクと体の硬直が収まらなかった。

この事故において重要と思うポイントが3つ挙げられる。

① 深夜帯で通行車が少なかったこと。
② 故障（異変）が堤防を過ぎた先の市街地道路において発生しなかったこと。
③ これまでに何回も堤防道路を走行しており、常に先の道路状況を事前に把握していた為にパニックにならなかったこと。大事に至らなかったのはこの三つに尽きると思う。

年が明け最初の社内会議の日、事故の件は触れられなかった為、私から報告をした。その場からどよめきが起きる。どうやら箝口令が敷かれていた様である。社長は数秒目を閉じ、「整備不良だった」と仰っていた。

その後、社内安全委員会より今後の対策としてギアをニュートラルにして走行することを教わった。一応理論上はこれで減速するだろうとの事であったが今後「ソレ」を試す機会が訪れないのを願っている。「知識」として覚えておいて損は無い、と思うが。

あんな恐い目は二度と御免である。

（全国トラック交通共済協同組合連合会　令和7年度事故防止対策体験記佳作入選作品）



参加
無料

令和８年度
長崎県産業
安全衛生大会

日　時　令和８年11月5日（木）
13：30～（12：30開場）

会　場　ベネックス長崎ブリックホール
国際会議場

参加方法　二次元コードから
お申込みください

主　唱　長崎労働局
主　催　(一社)長崎県労働基準協会
後　援　長崎産業保健総合支援センター、林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会九州総支部長崎支部、（一社）日本クレーン協会長崎支部、長崎県建設産業労働組合、建設業労働災害防止協会長崎県支部、長崎県経営者協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会長崎県支部、長崎県小売業＋Safe協議会、長崎県介護施設＋Safe協議会

大会プログラム

●開会　　開会のことば、長崎労働局長あいさつ
●表彰　　長崎労働局長表彰、長崎県労働基準協会長表彰
　　各災害防止団体(会長)表彰・披露

●基調講演　「最近の労働安全衛生行政の動きについて」
　　長崎労働局　労働基準部　健康安全課長　近本　佳美

●基調講演　「オーラルフレイルから高齢者の労働災害防止を考える」
　　長崎産業保健総合支援センター　産業保健相談員　入江　浩一郎　氏
　　(長崎大学大学院　医歯薬学総合研究科　口腔保健学分野　教授)

●特別講演　「諏訪神社　御鎮座四百年　長崎くんちのしくみと魅力」
　　元長崎市長崎学研究所長　土肥原　弘久　氏

●閉会　　大会宣言、閉会のことば

会場アクセス

会場　ベネックス長崎ブリックホール　国際会議場
　　(長崎市茂里町2-38)

交通　JR浦上駅より徒歩5分
　　路面電車「茂里町電停」より徒歩3分
　　隣接　市営茂里町駐車場(最初30分140円、
　　その後30分毎に130円)



二次元コードでのお申込みが困難な場合は、以下に記入のうえ
(一社)長崎県労働基準協会（FAX：095-849-2458）までお送りください。

事業場名	事業場所在地	参加者氏名	連絡先

お問合せ先　：　(一社)長崎県労働基準協会　TEL：095-849-2450

陸災防だより

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号&ホームページ
(一社)長崎県労働基準協会	長崎市	095-849-2450 http://www.n-roukihyo.or.jp
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 https://nagasaki-crane.com
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-8735 https://www.cat-kyushu.co.jp/ko/branch/nagasaki
島原自動車学校	島原市	0957-62-5271 https://shimabara.co.jp/
(一社)日本クレーン協会 長崎支部	長崎市	095-822-8929 https://crane-nagasaki.jp/

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号&ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等　県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習　〒850-0945 長崎市里町1丁目1-28
電話:095-824-4910 https://nagasaki-crane.com/

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン
床上操作式クレーン

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

○安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

○フォークリフト運転業務従事者安全教育
○作業指揮者講習
○玉掛け作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※まずは、各機関にお問い合わせください

○陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。
修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)
↓　↓
修了証明書(鉄合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【熱中症対策シリーズ】

データからみる陸運業の熱中症災害③

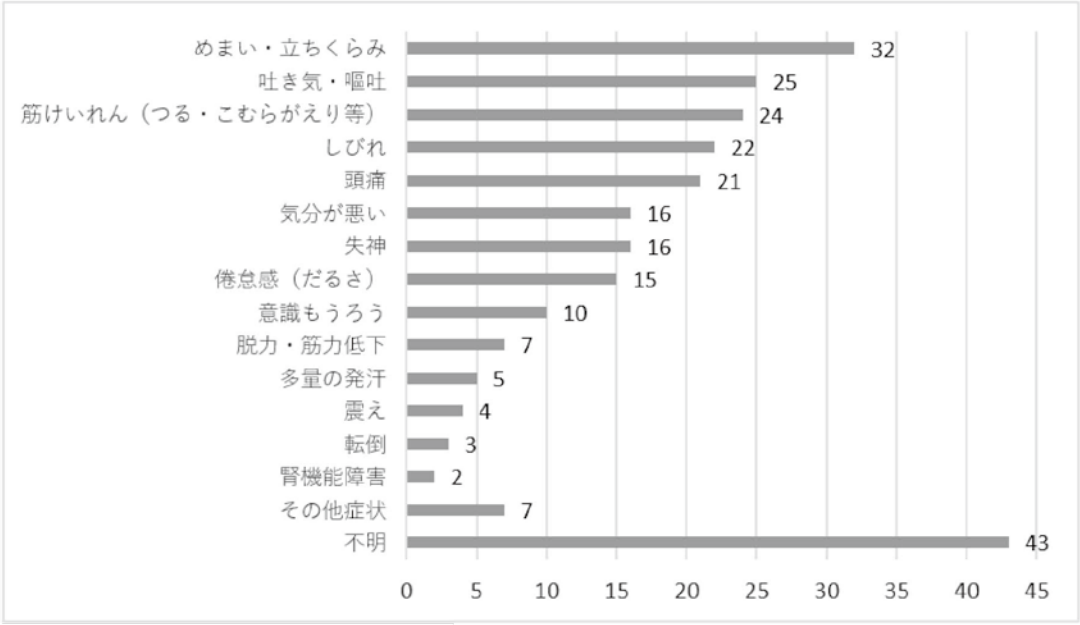
～初期症状と早期対応～

熱中症は、陸運業の現場においても毎年多く発生しており、その対策は重要です。

本連載では、令和6年に発生した陸運業における熱中症及び熱中症と疑われる休業4日以上の死傷災害196件（※厚生労働省の統計値とは異なります。）を分析し、どのような状況で発生しやすいのか、その傾向や特徴をまとめました。

初期症状

死傷病報告の災害概要を基に分類したものです。
記載内容から判断しているため、一部推定を含みます。



※災害概要に複数の内容が記載されている場合は、それぞれを集計

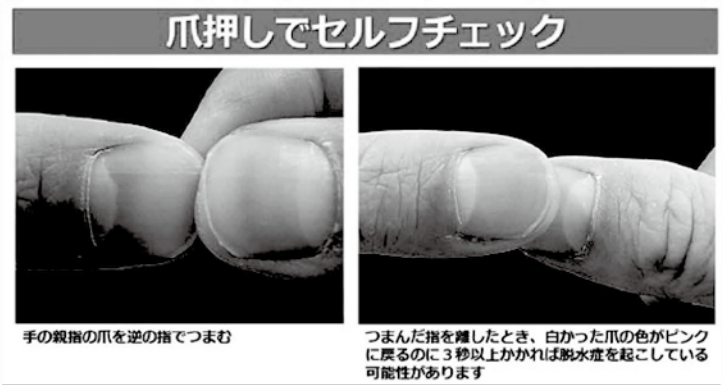
めまいや立ちくらみといったⅠ度の症状だけでなく、発見時にすでに吐き気・嘔吐や頭痛といった重症度Ⅱ度（中等症）に進行していた事例が多く見られました。

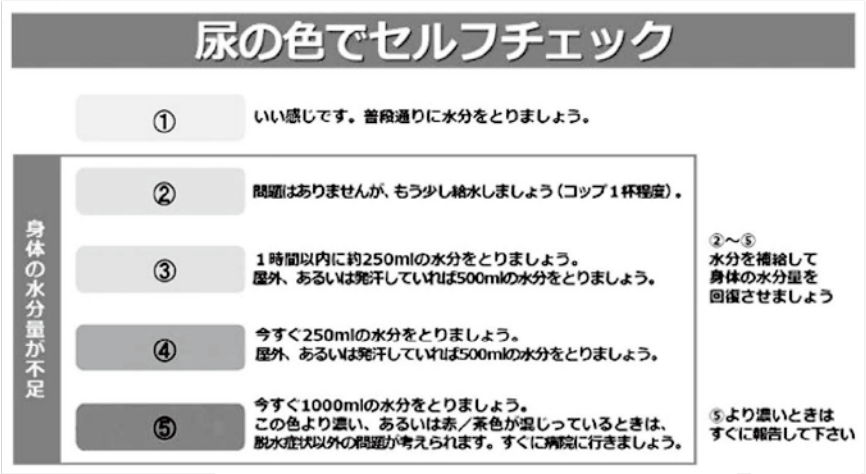
熱中症は急激に症状が進行する場合があるため、初期症状時点での迅速な対処が重要です。作業者間の声かけや、普段の安全衛生教育での症状の周知、異変を感じた際にためらわず報告できる環境整備を行いましょう。

重症度	症状
Ⅰ度	・めまい・生あくび・失神 ・筋肉痛・筋肉の硬直 ・大量の発汗
Ⅱ度	・頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐 ・倦怠感・虚脱感 ・集中力や判断力の低下
Ⅲ度 Ⅳ度	・意識障害・痙攣 ・手足の運動障害 ・高体温

また、1人でもできるセルフチェックの方法として、「皮膚をつまみあげる（2秒以上戻らなければ脱水）」「爪を押す（3秒以上色が戻らなければ脱水）」「尿の色（濃い場合水分不足）」などの方法があります。

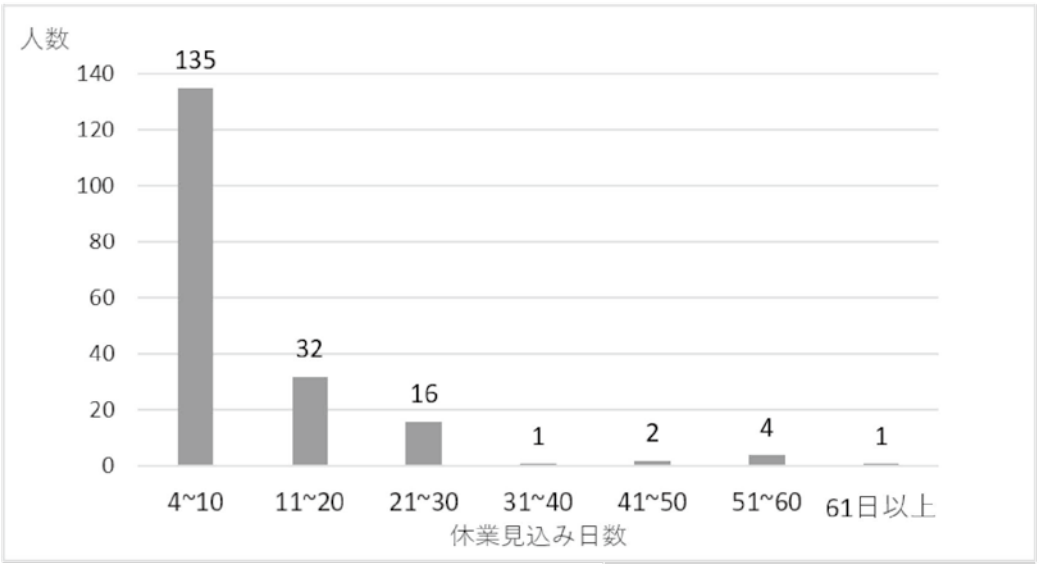
さらに、体調不良を自覚しながら作業を継続し、症状が悪化した事例が9件確認されました。少しでも体調に異変を感じたら、迷わず作業を中断し、水分補給や休憩をとる、身体を冷やす等の対処を行いましょう。





働く人の今すぐ使える熱中症ガイド/厚労省 より
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001682823.pdf

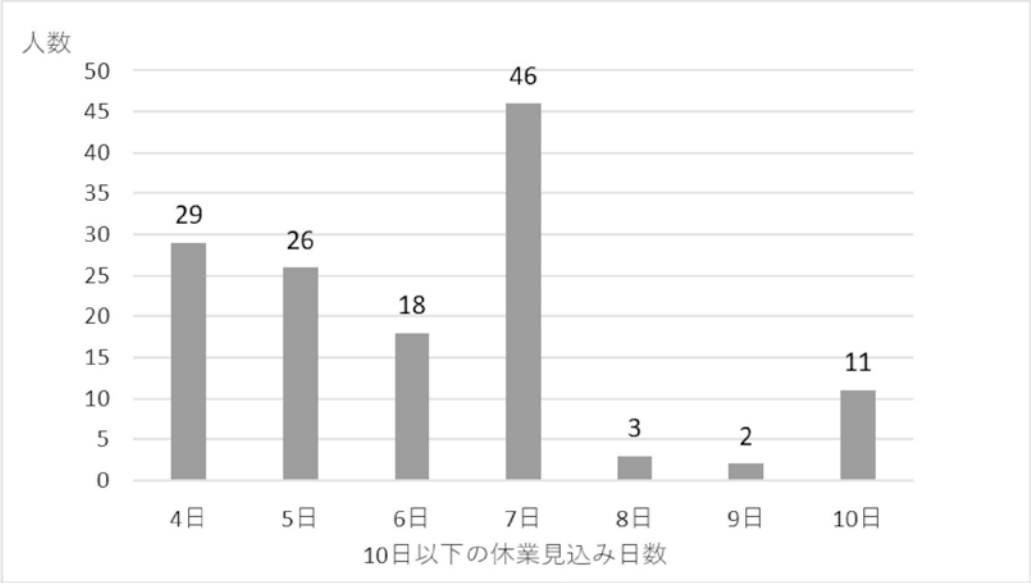
熱中症による休業見込み日数



※死傷病報告（休業4日以上）に基づいた集計
※死亡災害を除く

休業見込み日数は、4～10日間の休業となったケースが135件と、約7割を占める結果となりました。

陸運と安全衛生 No.693



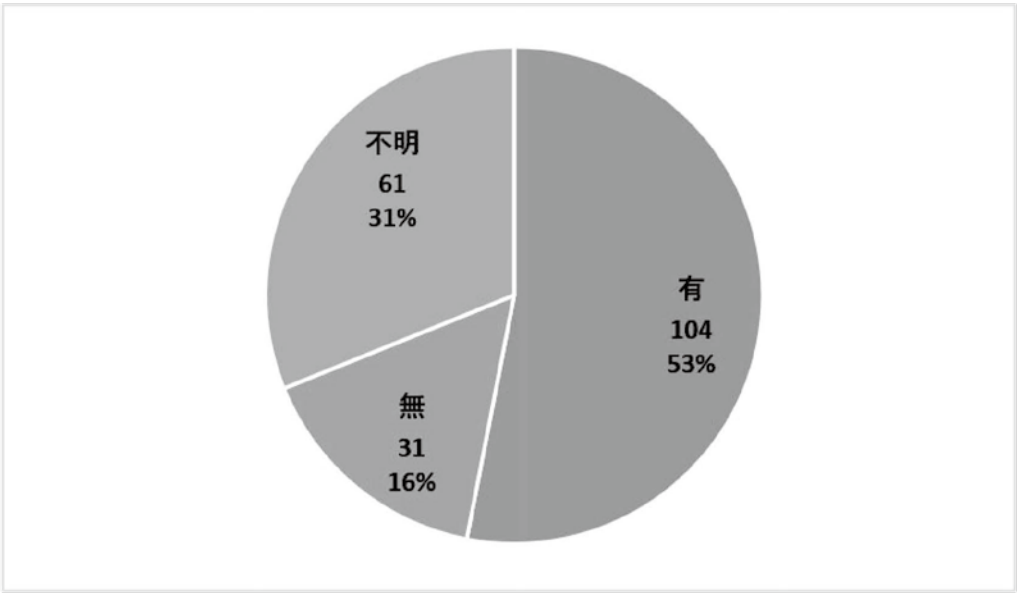
※死傷病報告（休業4日以上）に基づいた集計

最も多かった4～10日間の休業分布をみると、7日間の休業が突出していました。

一度発生すると、1週間程度現場を離れるケースが多く、代替要員の確保や配車・シフトの見直しなど、職場全体に影響を及ぼすことが分かります。

特に夏季の繁忙期は、1人の欠員が他の作業者の負担増加につながるおそれもあります。熱中症は本人だけでなく、事業運営にも影響を及ぼす災害であることを認識し、予防対策を徹底しましょう。

救急搬送の件数



救急搬送された事例は、読み取れただけでも半数を超えていました。熱中症は短時間で重症化することがあり、判断に迷って様子を見ることが、重症化につながるおそれがあります。



厚労省が行った分析によると、死亡災害のほとんどが「初期症状の放置」や「対応の遅れ」が原因であることが分かっています。少しでも意識がもうろうとしている、呼びかけへの反応がおかしい、自力で水分補給ができないなどの症状がみられる場合は、ためらわず119番通報し、医療機関へ搬送しましょう。

また、緊急時に迅速な対応ができるよう、あらかじめ救急搬送や連絡体制を整備しておくことも重要です。

判断に迷う場合は、「救急安心センター事業（＃7119）」に相談すると、医師等の専門家の助言を受けられます。（※導入されていない地域もあるため、事前に確認しましょう。https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate007.html）

さらに、配達終了予定時刻を過ぎても連絡がなかったため会社が異変に気付き、捜索を開始した結果、本人を発見して救急搬送につながった事例もありました。陸運業では一人作業が多く、異変の発見が遅れるおそれがあります。定時連絡や位置情報の確認など、異常を早期に把握できる仕組みを整えましょう。

まとめ

3回の連載で、陸運業の熱中症の傾向について見てきました。年々夏の気温は上昇しており、組織の安全管理として熱中症対策は欠かせないものとなってきています。

熱中症は、体調不良を我慢したり、「もう少しだから」と無理をしたりすることで重症化するケースが少なくありません。一方で、適切な休憩や水分・塩分補給、暑熱環境の改善、体調不良時の迅速な対応など、基本的な対策を確実に実施することで減らすことのできる災害でもあります。

また、令和7年6月からは熱中症対策が義務化され、事業者には体制整備や対応手順の作成が求められています。

正しい知識と日頃の備え、そして職場全体での声掛けや迅速な対応によって、職場全体で熱中症ゼロを目指しましょう。



改訂版「陸運業のための熱中症対策マニュアル」をご活用ください！



厚生労働省が策定した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の内容を踏まえ、この度、陸災防作成「陸運業のための熱中症対策マニュアル」を改訂しました。

本記事と併せて対策にご活用ください！

https://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/202604_heatstroke_prevention_manual.pdf

当誌7月号で解説しました、令和9年4月1日施行の労働安全衛生法改正に関するQ&Aです。

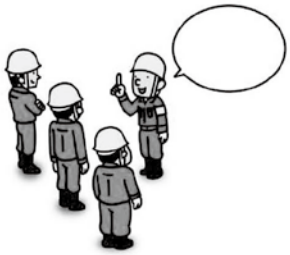
作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ＆A

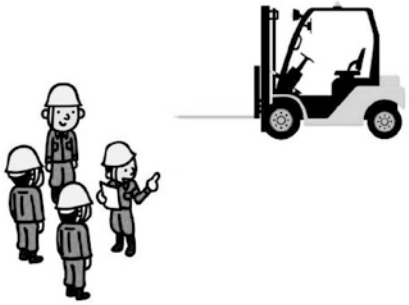
Q７ 作業場所管理事業者がいない場合はどうなるのですか？

A７

◆　特定の事業者が管理する場所ではなく、作業場所管理事業者が存在しない「一の場所」において複数の事業者が混在作業（危険性又は有害性等に係る作業）を行う場合には、安衛則第643条の12第２項に基づき、事業を行う者相互が随時連絡及び調整を行う必要があります。

◆　この場合、陸運事業者が作業場所管理事業者とみなされる場合がありますので、注意が必要です。





Q８ 随時、連絡及び調整を行うとはどういうことですか？

A８

◆　混在作業に伴う危険や健康障害を防止するために必要な連絡及び調整をその時々の作業状況に応じて適切なタイミングで行うべきことを意味します。

◆　定例の打合せ、朝礼、工程会議、入構時に受付で構内ルールを周知すること等、定常的に行うタイミングのほか、作業内容の変更があった場合、新たな事業者が入場する場合、作業区域や人・車両の動線の変更、設備の使用状況の変化、災害やヒヤリ・ハット事例の発生など、通常とは異なる状況が生じたタイミングで実施することも含まれます。



作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る
労働安全衛生法改正のQ&A

Q９ 荷主には何らかの措置義務があるのですか？

A９

◆　発地においては、発荷主の作業従事者と、発荷主と請負関係のある事業を行う者の作業従事者による作業（危険性又は有害性等に係る作業）が行われる場合で、発荷主が作業場所管理事業者となる場合に作業間の連絡及び調整を行う義務があります。

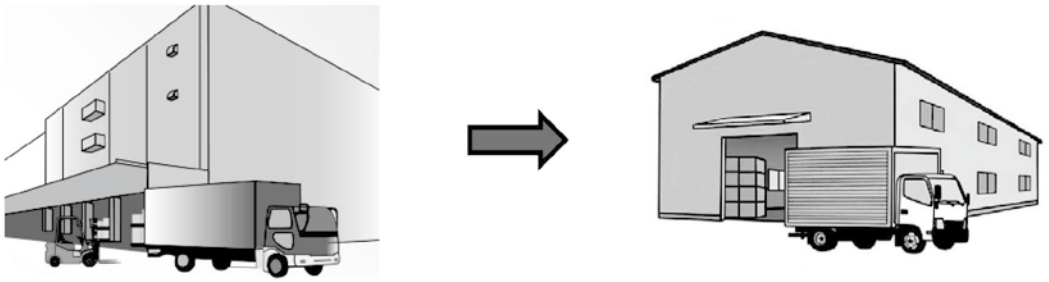


【危険性又は有害性等に係る作業】

・就業制限業務
・危険有害業務
・作業主任者の選任が必要な作業に係る業務
・作業指揮者を定める必要がある作業に係る業務
・貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
・安衛法に基づき定期的に実施する検査、補修等の業務

◆　着地においては、着荷主が管理する荷卸し場所は、通常、着荷主が作業場所管理事業者に該当します。この場合、着荷主と陸運事業者との間に請負関係がない場合であっても、安衛則第643条の12第１項に基づき、着荷主が作業場所管理事業者となり、作業間の連絡及び調整を行う必要があります。

発地　　着地



作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

Q10 なぜ陸運業にも適用があるのですか？

A10

◆　混在作業によって生ずる労働災害を防止するための作業間の連絡及び調整については、これまでは、建設業、造船業及び製造業に属する事業の仕事の元方事業者に対し義務付けるものでした。しかし、混在作業による労働災害は上記のような業種に属する事業に限らず発生していることから、一の場所で行われる混在作業に対しても、作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが必要とされ、陸運業にも適用されることになりました。

Q11 元請けが行うことは具体的にどのようなことですか？

A11

◆　同一の作業場所において、作業場所管理事業者に係る作業従事者と、請負関係がある事業を行う者に係る作業従事者による作業（危険性又は有害性等に係る作業）が行われる場合に、元請けとなる陸運事業者は、作業場所管理事業者となる荷主と請負人との間及び請負人相互間の連絡及び調整が実効的に行われるよう、配慮する必要があります。

Q12 作業場所管理事業者以外の事業者は、作業場所管理事業者が講じた措置に対して、どのように対応すればよいのでしょうか？

A12

◆　作業場所管理事業者以外の事業者は、安衛則第643条の12第３項に基づき、作業場所管理事業者が安全確保のために作業時間の変更や作業区域の区分、立入制限、人や車両の動線の指定などを行った場合には、それに合わせて自らの作業方法を見直したり、作業手順を変更したりするなど、必要な措置を講じる必要があります。

◆　実際に作業を行う作業従事者は、安衛則第643条の12第４項に基づき、安全確保のために定められたルールを守ることが求められます。具体的には、指定された作業区域を守ること、立入禁止区域に入らないこと、決められた動線を使用すること、変更された作業手順に従うこと、必要な保護具を着用すること、定められた合図や連絡方法を守ること等が含まれます。

作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

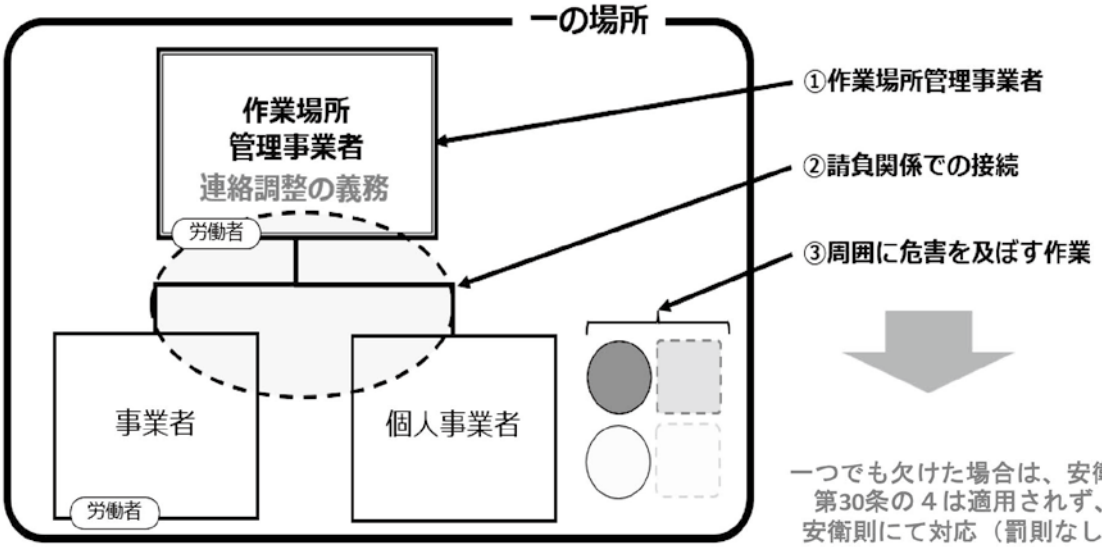
Q13 罰則はあるのですか？

A13

◆　「一の場所」において、作業場所管理事業者に係る作業従事者と、作業場所管理事業者と請負関係がある事業を行う者に係る作業従事者による作業（危険性又は有害性等に係る作業）が行われる場合（安衛法第30条の４に該当する場合）に、作業場所管理事業者が作業間の連絡及び調整を行うことを怠った場合には、罰則（50万円以下の罰金）があります。

◆　一方で、請負関係がない場合もしくは行われる作業が危険性又は有害性等に係る作業に該当しない場合（安衛則第643条の12第１項に該当する場合）に、作業場所管理事業者が作業間の連絡及び調整を行うことを怠った場合や作業場所管理事業者がいない場合（安衛則第643条の12第２項に該当する場合）に、その場所の作業従事者が作業間の連絡及び調整を行うことを怠った場合には、罰則はありません。





災害事例とその対策

地震など自然災害発生後の事業活動の再開は安全確認を確実に!!

近年、地震、台風、ゲリラ豪雨など気象や地殻の変動などによる自然現象が原因で大きな自然災害がみられます。特に、東日本大震災以降、太平洋側だけでなく日本海側を震源とする大地震や、これまで比較的地震が少なかった地域でも突発的な激震や群発地震が発生しています。

こうした自然災害の発生後、事業活動を再開する場合は「人命安全の確保」を最優先に考えなければなりません。

1　**事業の種類**：道路貨物運送事業
（従業員数50人未満）

2　**発生月時**：2月　午前9時頃

3　**発生場所**：自社倉庫内

4　**被災者**：貨物自動車運転者
53歳　男性
経験年数6年

5　**傷病の程度**：左足関節骨折　2か月

6　**災害発生状況**

⑴　災害発生前日、所長から被災者を含め全社員に「地震(震度5程度)発生による建物や倉庫内に保管された商品などの損傷状況等を確認したいので、明日8時頃までに出勤するように」旨の電話連絡があった。

⑵　災害発生当日の午前8時頃、被災者は自家用車で事務所に到着したところ、既に、所長のほか20名程の社員が集まっていた。

⑶　その後、所長の指示で、事務所及び倉庫内に立ち入ったところ、事務所内は書棚などが倒れて書類等が散乱し、倉庫内は商品の飲料水の入ったペットボトルが多数破損している状況にあった。

⑷　そして、社員各自の判断で、事務所及び倉庫内に散乱した物などの片付け作業を開始した。被災者はバン車での飲料水配送業務に携わっていたので、倉庫内の片付け作業に従事した。

⑸　被災者は、パレットに積まれた飲料水の入ったペットボトルの荷崩れを防ぐため、他の社員と紐掛けしていたところ、間近で後進してきたフォークリフトに気が付かずに、車体の側面部に接触して左足を骨折した。

7　**推定される災害の原因と問題点**

⑴　地震の発生後、事務所や倉庫内の状況等を確認したものの、片付け作業を行うに当たって、人員の配置や役割、片付けの手順などの打合せを行わずに、各労働者の判断に委ねられていたため、組織的な対応が殆ど取られていなかったことが、災害発生にいたる大きな要因と考えられます。

⑵　また、被災者及びフォークリフト運転者は、近接した場所で錯綜している状況を確認していたにもかかわらず、早急な対応が求められていたため、周囲の状況等を十分に確認しないまま、転々と作業場所を移動していたものと考えられます。

8　**再発防止対策**

⑴　地震など自然災害が発生した場合の異常時作業対応マニュアルを検討・作成し、全ての労働者に対して周知することが重要な事項と考えられます。特に、建物に損壊が認められた場合は早急に退避する等の緊急対応を盛り込んだ安全優先対策を明示しておくことが必要です。

⑵　異常時作業対応マニュアルは、技術の進展などを踏まえつつ、一定期間ごとに見直しを行うこと、また、継続的に実践的な安全教育を実施していくことが危険リスクの低減に繋がります。



九州トラック交通共済協同組合

様々なリスクに備える商品やサービスをご用意

運送事業者の皆さまにワンストップで安心をお届けします

安心その1　自動車共済

自動車事故による人や物の損害賠償、運転者等の補償、契約車両の損害に対する任意共済（保険）です。自動車を所有・使用・管理するリスクから皆さまをお守りします。

4つの基本補償

対人共済	対物共済
共済金額 最高 無制限	共済金額 最高 無制限
搭乗者傷害共済	**車両共済**
共済金額 最高 1,000万円	共済金額 最高 2,000万円

充実の特約でさらに安心

ロードサービス

＋ オプション

- 被害事故弁護士費用特約
- 事故故障運搬費用特約
- 被けん引自動車の対物賠償担保特約
- 被けん引自動車車両担保特約

各種割引制度

優良割引	多数割引
RA割引	自賠セット割引

お車をまとめてご契約いただくと掛金を割引します！

安心その2　自賠責共済

法律（自動車損害賠償保障法）によって、原則として全ての車両に加入が義務づけられている強制共済（保険）です。

自動車の運行によって「他人」を負傷させたり、死亡させたりしたために損害賠償責任を負った場合の損害に対して、共済金をお支払いします。

九州トラック交通共済で自賠責共済をご契約いただくメリット

対人共済契約とセットでご契約いただくと、万一の事故連絡や共済金の請求手続きが九州トラック交通共済だけで済み、共済金を一括して速やかにお支払いすることができます。自賠責共済は最寄りの九州トラック交通共済の代理店にてお申し込みください。

安心その3　損害保険商品

ワンストップサービスで皆様をトータルサポート

損害保険代理店として、三井住友海上、東京海上日動火災、損害保険ジャパンの運送保険や業務災害補償、賠償責任保険などを取り扱っています。

組合員の皆さまをとりまくリスクに備え、最適な保険プランをご提案します。

現在ご加入中の保険の確認や、見直しなどもお気軽にご相談ください。



安心その４

共済独自の事故防止活動

組合員の皆さまが無料でご利用いただける安全推進サービス

安全運転講習会

- 初任運転者・事故惹起運転者の特別指導講習
- 一般講習（地域ごとの合同講習会・Gマーク取得支援）
- 個別講習（講師を派遣しての講習会）

- 可搬型適性診断機の貸出（一般適性診断）
- 安全教育のための動画視聴・DVD貸出
- 事故防止機器導入の助成
- 優良組合員および無事故運転者の表彰
- その他の安全広報活動サービス

メリット

利用分量配当制度

九州トラック交通共済は「相互扶助」の理念のもとに事業を行っています。
健全経営に徹し、その結果生じた各事業年度における利益剰余金から、利用分量配当金として組合員の皆様にお支払いし、最大限に還元します。（配当率は利益剰余金により変動します。）
利益剰余金が生じないなど、利用分量配当がない年度もございますが、令和５年度までの１４年間は連続で配当を行っています。

加入者の共済掛金



利用分量配当金として組合員の皆さまに還元します

配当実績：　3%～24%

※令和6年度は赤字決算により無配当となりました。

≪ 利用分量配当金　計算例　（A社の場合）≫

共済掛金：4,000,000円／支払共済金：500,000円／配当率：10%

利用分量：4,000,000円－500,000円＝3,500,000円

配当金：3,500,000円×10%＝ 350,000円

＜お問合先＞
九州トラック交通共済協同組合　長崎支所
〒850-0051
長崎市西坂町２－３ 長崎駅前第一生命ビルディング６階
TEL：095-808-0090
FAX：095-808-0127　　担当　田崎

ご不明なことや、お悩み事がございましたら、お気軽にお問合せください。



諫早トラックステーション　ご案内

ISAHAYA　TRUCK　STATION

★客室　全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



シングルルームで広めの部屋もご用意しております

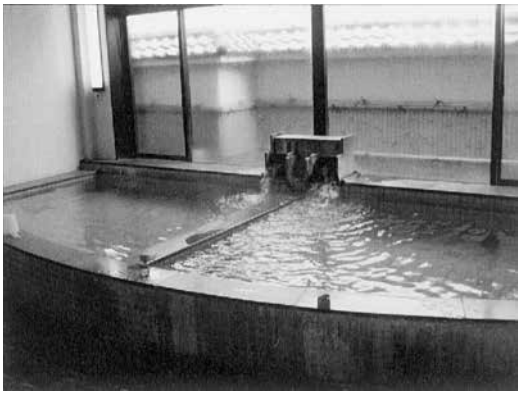
宿泊料金

・一般　　８，７００円（税込）
・諫早ＴＳ会員　　６，５００円（税込）「朝食付」
（入会金　５００円）

・ﾄﾗｯｸ協会会員　　５，０００円（税込）

ﾁｪｯｸｲﾝ　15時（24時間受付）
ﾁｪｯｸｱｳﾄ　翌10時

★大浴場　ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金　　大人　５２０円（税込）「小学生以下無料」
ご利用時間　　１２時～２２時まで（冬季１０月～４月）
９時～２２時まで（夏季５月～９月）

★シャワールーム（女性専用）
料金　　１００円で７分間
ご利用時間　　１２時～２２時まで

★レストラン　安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



７時～２０時３０分までご利用できます
（ｵｰﾀﾞｰｽﾄｯﾌﾟ　２０時）
※土・日曜日のみ１４時３０分（ｵｰﾀﾞｰｽﾄｯﾌﾟ　１４時）

主なメニュー
長崎ちゃんぽん……９３０円（税込）
トルコライス……1，４００円（税込）
かつ丼……1，０５０円（税込）
中華飯……９００円（税込）
トンカツ定食……1，４００円（税込）
カツカレー……1，１５０円（税込）
各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容
運行管理センター・レストラン８１席・宿泊室２２室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機ｺｰﾅｰ・コインランドリー（２４時間営業）
駐車場
大型ﾄﾗｯｸ（ﾄﾚｰﾗ含）・・　４０台
中型ﾄﾗｯｸ・・・・・・・・・　５台
小型ﾄﾗｯｸ・普通自動車・・２９台
アクセス
諫早駅より長崎方面へ約３ｋｍ
（３４号線貝津団地入口）

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228　FAX 0957-26-8236

教材用ＤＶＤ貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。（貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください）

≪申込先≫（公社）長崎県トラック協会（担当　本村）　**TEL:095-838-2281　FAX:095-839-8508**

ご希望の教材に○印をお願いします　　※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題　　名	時　間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転　～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転　～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告！	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか？高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ！飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために！		DVD	1
		19	その時あなたにできること　～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策（大型トラック編・小型トラック編）		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ　より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務　～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人でできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群（SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない！	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう！ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して　～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して　～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル　～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道　～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち　つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名		※貸出確認 本	※受付
担当者名	**TEL:　　－　　－**	※返却日 ／	
貸出期間	**年　月　日 ～　年　月　日（最大2週間）**	※返却確認 本	

（※の欄は記入しないでください）

－ 帳票類注文表 －

（公社）長崎県トラック協会　宛

注文日：令和　　年　　月　　日

FAX：095-839-8508

注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格（円）（消費税10%込）	注文部数	備考
1	運転日報（基本タイプ）	1冊（100枚）	198		
2	運転日報（応用タイプ）	1冊（100枚）	374		
3	乗務日報（B5）	1冊（100枚）	352		
4	日常点検表（トラック・黄緑色）	1冊	660		
5	日常点検表（トレーラ・黄色）	1冊	781		
6	点呼記録簿（B4・中間点呼あり）	1冊（100枚）	363		
7	点呼記録簿（A4）	1冊（100枚）	242		
8	定期点検整備記録簿（B5・3枚複写　2年間用）	1冊	264		
9	車両管理台帳（A4・ピンク色）	1冊	286		
10	整備管理者選任届（ 通常3枚1セット ）★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊（50セット）	※660		
12	運転者台帳（B5）	1冊（50枚）	660		
13	運転者台帳（B5・1枚）	1枚	14		
14	車両別輸送実績表（B4）	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書（1セット）	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部（1セット）	495		
18	※　チャート紙 ご希望品番に注文数をご記入ください M26-120 / M24-120 / L7-120 / L7-140 / その他（　　）	1個	880		

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製チャート紙へ移行いたします（仕様は同じ）

※令和8年5月1日より変更

受領方法　☐協会にて受け取り（　　月　　日　来協予定）　☐送付希望

事業者名			
担当者名（フリガナ）		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	□に✓して下さい　☐会員名簿住所へ送付　☐会員名簿以外の住所へ送付 〒　　－		
請求書送付先	〒　　－　　＊上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
”長崎県トラック協会ホームページ”→”会員用コンテンツ”→”九州運輸局HP・該当ページ” より
ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届　　★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
〒851-0131　　長崎市松原町2651-3
(公社)長崎県トラック協会（担当：本村）
TEL:095-838-2281　　FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	

合計金額	入金日

配送にはコストがかかります

配送負荷の軽減にご協力ください



国では、
商取引において物流サービスが無償で提供されていると誤解を招かないよう**「送料無料」表示の見直し**に取り組んでおり、消費者や事業者の理解が広がるように取組を進めています。
また、配送負荷の軽減のため、宅配ボックスの活用や配送時間帯の指定などにより、荷物を可能な限り一回で受け取る**「再配達削減」**にもご協力ください。

詳しい内容に関してはコチラから

「送料無料表示の見直し」とは・・・

- ●送料負担の仕組みを表示すること
  （「送料当社負担」、「○○円（送料込み）」等）
- ●「送料無料」表示をする場合には表示者の責任として以下を分かりやすく表示・説明すること
  - ▶「無料」と表示する理由
  - ▶ 送料負担の仕組み等を分かりやすく説明すること

詳しい内容に関しては
コチラから

消費者庁　国土交通省　経済産業省

トラック事業者の皆様へ

適正な運賃料金で取引しましょう！

- ✔ 従業員の賃上げや安全運行の原資を確保するため、今一度、原価計算で自社のコスト構造を見直し、標準的運賃を活用して、取引先との交渉に備えましょう。
- ✔ 帰り荷の運賃は極端に安くても良い（空で走るよりまし。）という慣習を見直し、帰り荷もコストに見合った適正な運賃料金を収受しましょう。
- ✔ 過度な運賃競争よりも、輸送サービスの品質で仕事を獲得するようにしましょう！

⚠ なお、採算を度外視した低運賃によって、仕事を獲得しようとする行為は、独占禁止法に違反するおそれがあります。

トラック運送事業におけるダンピング行為とは

トラック運送事業の運賃料金を不当に低い額、たとえば運送原価を大幅に下回るような運賃料金で、継続して取引し、他のトラック事業者の事業活動を困難にさせることは独占禁止法により禁じられています。





国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

国土交通省 適正取引相談窓口一覧

トラック運送業における荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化及び燃料サーチャージの導入を推進するため、国土交通省及び地方運輸支局等にトラック運送事業者からの相談窓口を設置しています。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
物流・自動車局	貨物流通事業課		03-5253-8575
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517（ガイダンス番号３）
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345（ガイダンス番号３）
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2154（ガイダンス番号３）
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1501（ガイダンス番号３）
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711（ガイダンス番号３）
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5811（ガイダンス番号３）
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231（ガイダンス番号１）
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6800（ガイダンス番号１）
	埼玉運輸支局	輸送・監査担当	048-624-1835（ガイダンス番号３）
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440（ガイダンス番号１）
	千葉運輸支局	輸送・監査担当	043-242-7336（ガイダンス番号２）
	茨城運輸支局	輸送・監査担当	029-247-5348（ガイダンス番号１）
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880（ガイダンス番号１）
北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	025-285-9154
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000（ガイダンス番号１）
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-415-0111

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602
近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733（ガイダンス番号１）
	京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765（ガイダンス番号４）
	奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151（ガイダンス番号４）
	滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104（ガイダンス番号５）
中国運輸局	自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
	鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357
	徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
	愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191（ガイダンス番号１）
	佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271（ガイダンス番号１）
	長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747（ガイダンス番号２）
	熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155（ガイダンス番号３）
	大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107（ガイダンス番号３）
	宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952（ガイダンス番号２）
	鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192（ガイダンス番号３）
沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140

2024.08

ながさきデコ活 やってみよう！ ゼロカーボンアクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」10月のテーマは「食品ロスをなくそう！」です。ぜひ実践してみてくださいね。

10月のテーマ

『食品ロスをなくそう！』

☆買い物前に冷蔵庫チェック☆
ムダなく！美味しく！食品ロスゼロ！



ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課、資源循環推進課
TEL：095-895-2512　長崎県 ゼロカーボンアクション12　検索

デコ活 くらしの中のエコろがけ

■食品ロスをなくそう！

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。長崎県では、令和4年度に10トントラック約4500台分の食品ロスが発生しており、そのうち約68％が家庭から発生したものです。食品ロス削減に向けて私たち消費者一人一人が主体的に取組むことが重要です。
食べ物を捨てない社会を目指しましょう。

～買い物前には冷蔵庫チェック～

買い物前には、まず冷蔵庫をチェックする習慣を身につけましょう。
いつ食べるか分からない食品が冷蔵庫いっぱいに入っている、欲しいものがすぐ見つからない、同じ食材がいくつもある、などありませんか。

○冷蔵庫のお片付けをしましょう。期限が過ぎた食品が発見されるかもしれません。
「消費期限」が過ぎた食品は、食べずに廃棄しましょう。
「賞味期限」を過ぎた食品は、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではありません。
それぞれの食品が食べられるか個別に判断しましょう。
○冷蔵庫の整理整頓のコツ　1．食品を種類（カテゴリ）分けする
2．それぞれの置く場所を決める
3．フリースペースを作る（冷蔵庫に保存する食材は７割以下）
4．ストックのルールを決める
○買い物は、必要な食材のメモを持って行きましょう。

～買いすぎには注意～

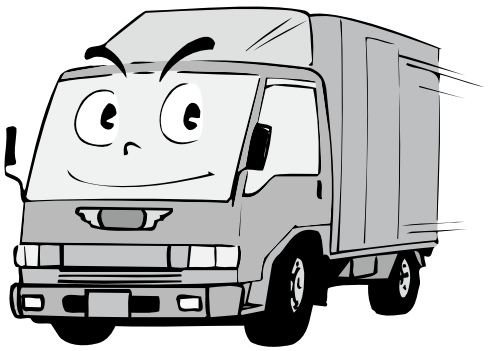
買い物の前に冷蔵庫の中の在庫を確認して、食材はいつ食べるのか考えながら、必要な分だけ購入し、買いすぎないようにしましょう。すぐに食べる商品は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、商品棚の手前から購入するようにしましょう。

「すぐたべくん」は食品ロス削減に向けた消費者の取組を促すキャラクターです。
すぐ食べる時は、商品棚の手前からの購入にご協力をお願いします。



～残さず食べよう～

調理のときは、食べられる分だけ作るようにしましょう。また、食材が余ったときには、使い切りレシピを検索してみましょう。 消費者庁では、「食材を無駄にしないレシピ」を料理レシピサイト「クックパッド」の「消費者庁のキッチン」において紹介しています。



譲り合う
気持ちも
運転技術なり

（長野）長野通運㈱
野本　幸男

（全国トラック交通共済協同組合連合会　令和７年度事故防止対策標語優秀賞）

トラック憲章

１．わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。

１．わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。

１．わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。

１．わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。

１．わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

（公社）長崎県トラック協会

発　行　(公社)長崎県トラック協会
〒851－0131 長崎市松原町2651－３
TEL095－838－2281
FAX095－839－8508

印刷所　株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007－２
TEL0957－22－6000
FAX0957－22－6690



ISUZU

もっと走れる
明日のために。

事故も、疲労も、故障も、当然に思いでいく。
この現状を打破し、新型ギガは生まれました。
「運ぶ」という物流企業のビジネスにおいて、
トラックに想定される様々なリスクを。
先進の装備やテクノロジーで早期に回避、低減し
より確かな安心を生み出します。
ギガなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■長崎支店　〒851-0103　長崎市中里町1622番地1　Tel. 095-839-7500
■佐世保支店　〒859-3241　佐世保市有福町188番地1　Tel. 0956-58-3141
■島原営業所　〒859-1412　島原市有明町大三東乙84番地1　Tel. 0957-68-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター　／諫早市津久葉町99-47　TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター／佐世保市大塔町14-23　TEL:0956-32-4147
https://www.udtrucks.com/ja-jp/home

UD TRUCKS

Going the Extra Mile



九州日野自動車株式会社

長崎支店／〒851-0133 長崎市矢上町53-1　TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637
佐世保支店／〒857-1161 佐世保市大塔町1979-24　TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店／〒859-1415 島原市有明町大三東戊88-1　TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

FUSO



三菱ふそうトラック・バス株式会社　九州ふそう　長崎支店

長崎サービスセンター／長崎市小瀬戸町809-33　TEL:095-834-4661
島原サービスセンター／島原市前浜町乙62-1　TEL:0957-62-6110
佐世保サービスセンター／佐世保市大塔町8-5　TEL:0956-31-9311
諫早サービスセンター／諫早市小船越町571　TEL:0957-23-5588